

# 木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断 既存住宅耐震改修および解体工事補助事業の ご案内

## 木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断

「厚岸町耐震改修促進計画」により、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断を行っております。

### ■対象住宅 ①2階以下の木造住宅一戸建てであること

※在来軸組工法、枠組壁工法などで店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。

### ②申請者が住宅を所有または居住していること

※①と②を満たす町内の木造一戸建て住宅が対象です。

※建築年度は問いません。

※住宅の図面がある方は持参してください。

### ■受付方法 建設課建築係窓口にて「簡易耐震診断申込書（様式1）」に記入していただきます。

### ■診断方法 問診1～10に答えていただきます。

※申込者からの聞き取り又は図面によって診断するため、現地調査は行いません。

### ■診断結果 評点の合計によって3段階で行います。

- ### ■留意事項
- ・簡易な診断となるため住宅の耐震性の目安としてください。
  - ・担当者が業務により席を空ける場合がありますので、スムーズに受付をするためにご来庁の前に電話連絡をくださいますようお願いいたします。
  - ・氏名、住所などを個人情報を除くデータは、耐震改修促進状況のデータとして公表する場合がありますので、ご了承ください。
  - ・耐震結果に不安のある方、さらに詳しい診断を希望される方は北海道で行っている無料耐震診断をご案内します。（諸条件あり）

# 既存住宅耐震改修および解体工事補助事業

町では、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、既存住宅の耐震改修および解体する人に助成を行っております。

## ■対象住宅 【下記の要件を全て満たす住宅が対象です】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②申請者が居住している住宅
- ③専門機関の耐震診断によって耐震基準を満たさないとされた住宅
- ④建築基準法その他関係法令に違反がない住宅

## ■助成額 耐震改修工事

- ・補助対象経費が20万円未満の場合、補助対象経費の額
- ・補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合、20万円
- ・補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合、補助対象経費の10%
- ・補助対象経費が300万円以上の場合、30万円（上限）

## 解体工事

- ・補助対象経費の10%（上限20万円）

※解体工事にあっては、補助対象経費が50万円以上の場合に助成の対象となります。

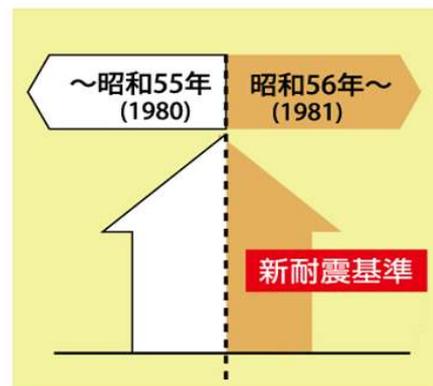
## あなたの家の耐震性能は大丈夫！？

### 住宅が建てられた時期はいつ？ 新耐震基準について

現在の耐震基準は、昭和56年（1981）にできたもので、それ以前のものとは区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準で建てられています。昭和56年（1980）以前に建てられた住宅にお住まいの方は**特に注意してください**。

### 強い地震にも耐えられる？ 新耐震基準とは

「新耐震基準」の目的は、震度5程度（中程度）の地震の際には“建物が壊れない”ようにすること、震度6程度（強い地震）の際には、“建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できる”ようにすることです。



### 【受付窓口・問い合わせ】

厚岸町役場 建設課 建築係

電話 0153-52-3131（内線282～284）